【ディスポーザ排水処理槽を設置される方へ】

ディスポーザ排水処理システムの取扱手引

（事業者用）

川崎市環境局

令和８年１１月

1　はじめに

この手引は、川崎市の下水道処理区域内において、「川崎市ディスポーザの取扱いに関する要領（平成２７年上下水道局要領。以下「ディスポーザ要領」という。）第２条第１号に規定するディスポーザ排水処理システム（生物処理タイプ）（以下「システム」という。）のうち、同条第２号に規定する生物処理タイプについて、第６条第４号に基づく汚泥の引抜等環境局に関する事項を定めるものとする。

なお、本取扱手引は安全かつ適正に汚泥を引き抜くために作成したものであるため、守られない場合は作業が行えないこともあるので十分に留意すること。

2　事前協議

システムを設置しようとする者は、ディスポーザ要領に基づく排水設備等の計画確認申請前に、「公共下水道への接続に関する事前協議議事録」（以下「議事録」という。）の原本に次の書類を添付して環境局の所管生活環境事業所（以下「所管生活環境事業所」という。）に提出し、事前に協議を行わなければならない。事前協議後、議事録の原本は返却するものとする。

なお、所管生活環境事業所での事前協議は、上下水道局下水道部管路保全課※で事前協議した後とする。管路保全課の事前協議で許可を得ていないシステムの協議は認められない。

※上下水道局下水道部管路保全課　電話044-200-3558

事前協議を行う者と建築物の維持管理を行う者が異なる場合、事前協議の内容について責任を持って引き継ぐこと。

（１）事前協議先

事前に所管生活環境事業所に連絡し、協議日時を調整すること。

システム設置区	所管生活環境事業所
川崎区・幸区・中原区	川崎生活環境事業所　電話044-266-5747 川崎区塩浜４丁目１１番９号（最寄駅：小島新田駅）
高津区・宮前区・多摩区・麻生区	宮前生活環境事業所　電話044-866-9131 宮前区宮崎１７２番地（最寄駅：宮崎台駅）

（２）添付書類

次の書類を議事録に添付し、事前協議時に所管生活環境事業所に提出すること。

ア　案内図及び付近見取図

イ　配置図（（ア）から（カ）を図示すること）

（ア）車両停車位置（原則最低２台）

原則大型車両（１回の収集量が５ｋL以内であれば、中型車で収集可能）

（イ）駐車場軌跡図（十分に取り回しができること）

＜車両１台の大きさ・総重量目安＞

車種	最大重量（ｔ）	幅（ｍｍ）	長さ（ｍｍ）	高さ（ｍｍ）
大型車	２２	２５５０	９８５０	３２５０
中型車	８	２２００	６０００	２５００

（ウ）車両停車位置からディスポーザ排水処理槽の設置場所までの経路及び長さ } ２（３）参照

（エ）散水栓の位置
（オ）ディスポーザ排水処理槽の設置場所 } ２（４）参照

（カ）給排水配管系統図

ウ　ディスポーザの構造図等

（ア）処理槽の構造図（平面図、断面図）

（イ）各槽の容量、メーカー、型番、設計人口、性能

エ　認定書の写しまたは適合評価書の写し

建築基準法第３８条に基づき平成１０年から始めた旧建設大臣認定を受けたディスポーザ排水システムの認定書（この大臣認定制度は平成１２年６月１日に施行された改正建築基準法では廃止された。）

公益社団法人日本下水道協会が平成１３年に作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」又は平成１６年に改訂された「同性能基準（案）」に基づき、評価機関による適合評価を受けたものの適合評価書

（３）車両進入路、停車位置及び作業用ホースの経路の確保

車両進入経路及び停車位置において、安全かつ適正に汚泥引抜作業を行えるよう、次の対策を講じること。

ア　車両が処理槽に横付けできるよう、車両の進入路と停車位置を確保すること。なお、進入路が確保できない場合には、車両停車位置から処理槽の底部までの汚泥引抜経路の総距離３０ｍ以内（大型車を使用する場合は１５ｍ以内）とすること。かつ、垂直方向は６ｍ以内とすること。

イ　車両停車位置は、最低２車分のスペースを確保すること。

ウ　車両停車位置及び作業用ホースの経路は、安全上、作業中に車や人が通行しないように制限できる場所にすること。また、作業用ホースの経路において、人の通行に支障をきたす構造は認められない（例：壁面に空けた狭い穴を通り抜けて引抜場所に向かうような構

造。）。

エ　車両停車位置から処理槽の間に汚泥引抜用配管を設置する場合には、次のとおりとすること。

（ア）配管の汚泥排出口に、所管の生活環境事業所の車両の作業用ホースと接続できるジョイントを設けること。ただし、宮前生活環境事業所は中型車に限る。

＜車両の口金：衛生ネジ規格＞

車種	口金：衛生ネジ規格
大型車	呼び径７５ｍｍ（オス）４つ溝
中型車	呼び径６５ｍｍ（オス）４つ溝

（イ）ジョイントから車両の接続部までの距離を１ｍ以内とすること。

（ウ）配管の汚泥吸込口に、処理槽の底部まで届く長さの作業用ホースを設置すること。なお、車両停車位置から処理槽の底部までの総距離は５０ｍ以内とすること。かつ垂直方向は６ｍ以内とすること。

（吸込み口側の機器類の操作は維持管理業者対応となる。）

（４）処理槽の設置場所等

処理槽の設置場所等において、安全かつ適正に汚泥引抜作業を行えるよう、次の対策を講じること。

ア　処理槽の設置場所は、保守点検及び汚泥の引抜に支障のない場所とし、十分な広さを確保すること。また、汚泥の引抜等に必要な水栓等を処理槽の近くに設けること。

イ　やむを得ず、処理槽を地下室等に設置する場合には、次のとおりとすること。

（ア）処理槽のマンホールと同じ高さに幅４８ｃｍ以上の歩廊を設置し、高さ１ｍ以上の転落防止柵を設けること。また、作業空間は、有効高さ（Ａ）を２．０ｍ以上とすること。【別紙参照】

（イ）地下室等に降りるための階段を設けること。階段が設けられない場合は、サル梯子を設置すること。ただし、サル梯子の場合は、背かご及び階上に折り畳み手摺を設置し、墜落事故防止措置を講ずること。なお、階段又はサル梯子は、歩廊に連結されていること。【別紙参照】

（ウ）室内には、十分な照明設備を設けること。

（エ）投光器等を使用するための１００Ｖコンセントを処理槽付近に設けること。設置場所は、二重スラブ外でも可とする。

（オ）十分な換気ができる換気設備を設置すること。設置基準については、酸素欠乏症等防止規則に準ずること。

3　変更の届出

（1）事前協議終了後、次の事項に変更があるときは、変更部分にかかる図書を所管生活環境事業所に提出し、変更協議を行わなければならない。 変更協議で許可を得ていないシステムの設置は認められない。

ア　処理槽の設置場所、車両の停車位置又は作業用ホースの経路

イ　処理槽のメーカー、型番又は容量

ウ　その他汚泥の引き抜き作業に影響を及ぼすおそれのある事項

（2）事前協議終了後、処理槽の設置を中止した場合は、その旨を所管生活環境事業所に届け出ること。

4　設置後の確認

川崎市下水道条例に基づく工事完了の届出により、上下水道局で実施する検査に合格した後、環境局で処理槽の設置場所及び処理槽に付帯する設備等の確認をする場合には、管理者に立会いをお願いする。

5　汚泥の引抜

処理槽から発生する汚泥の引抜は市で行う。引抜に当たって次に係る事項を遵守すること。

（1）汚泥の引抜は、所管生活環境事業所に申し込むこと。

（2）汚泥の引抜に当たっては、事前に所管生活環境事業所と打ち合わせるとともに、屋内駐車場等で自然換気が難しい作業現場では火災報知器の場所を伝えること。

（3）汚泥の引抜時には、維持管理業者が立会うこと。

（4）作業現場は2（3）ウで規定しているとおり、汚泥の引抜時には作業現場の安全確保を行い、車や人の通行を制限するなど対策を講じること。

（5）現場が酸素欠乏危険作業場所である場合、維持管理業者が酸素濃度の測定を行うものとする。

（6）車両停車位置から処理槽の間に汚泥引抜用配管を設置し、排出口にホースを接続して吸引する場合には、汚泥引抜用配管の汚泥吸込口側の機器類の操作及び引抜前準備作業は維持管理業者が対応すること。

（汚泥引抜用配管については、2（3）エを満たすこと。）

（7）沈渣汚泥やオイルボールなどはホースの詰まりの原因となることから、これら汚泥の引抜に支障となるものについては、所管生活環境事業所と協議の上、事前に取り除いたり砕いた

りするなどの処置を行うこと。車両のポンプの連続稼働時間が３０分であることから、１台当たり３０分以内の汚泥引抜時間となるよう協力すること。

6　その他

（1）建物を取り壊す等により処理槽の使用を廃止したときは、その旨を所管生活環境事業所に届け出ること。

（2）その他必要と思われることは、所管生活環境事業所と協議すること。

（3）システムは維持管理業者による保守点検を実施すること。

附則

（施行期日）

この手引は、平成１９年１１月２９日から施行する。

（施行期日）

この手引は、平成２２年４月１日から施行する。

（施行期日）

この手引は、平成２６年３月１日から施行する。

（施行期日）

この手引は、平成２６年１２月１日から施行する。

（施行期日）

この手引は、平成３１年４月１日から施行する。

（施行期日）

この手引は、令和４年１０月１日から施行する。

（施行期日）

この手引は、令和５年６月１日から施行する。

（施行期日）

この手引は、令和６年２月１日から施行する。

（施行期日）

この手引は、令和８年１１月２４日から施行する。